

経済産業省

2013FY004

平成25年5月2日

一般社団法人日本風力発電協会
代表理事 永田 哲朗 殿

経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課長 村上 博之

発電用風力設備の安全確認について

平成25年4月7日にウインドパーク笠取風力発電所において発生した風車の落下及び支持物折損事故については、事故調査の結果、別紙のとおり、風車の一部材料において、不適切な材質で製造されたものを使用していたことが判明しています。

本事故については、引き続き調査を実施し、再発防止対策の実施が必要となりますが、上記の状況に鑑み、公共の安全の確保の観点から、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、発電用風力設備の設置者に対し、下記の措置を講じるよう、各産業保安監督部（支部等を含む。以下同じ。）を通じて要請することとしました。

つきましては、貴協会におかれましても、貴協会員に対し、周知をお願いいたします。

記

1. 風車の製造事業者が同発電所と同じ設備である場合には、下記の措置を講じること。
 - ① 風車の安全な状態の確保に係る保安点検及び必要に応じ補修等の対策を実施すること。その際には、通常実施する点検に加え、ピッチモータブレーキなど制御装置を中心に、運転開始以降、当該部位における事故・故障、修理履歴等を調査し、当該部位における摩耗等が発生している、又はその恐れがある場合は、速やかに当該部位を取り替えるなどの対策を講じた上で、これらの結果を評価すること。
 - ② 点検終了までの間、一般公衆の接近防止措置を強化又は必要に応じ運転停止等の適切な安全確保措置を講じること。
 - ③ ①及び②の対策を講じた結果を、5月23日を目途に、設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告すること。
2. 風車の製造事業者が同発電所と同じ設備でない場合には、今般の事故に係る調査状況に鑑み、速やかに点検等保守管理を確実に実施すること。

(別紙)

平成25年4月7日にウインドパーク笠取風力発電所で発生した風車落下及び支持物折損事故の概要について

1. 設置者：株式会社シーテック

2. 発電所の概要

(1) 発電所名：ウインドパーク笠取風力発電所

(2) 住所：三重県津市美里町及び伊賀市上阿波地内

(3) 運転開始年月：平成22年2月（第1期）、12月（第2期）

(4) 出力：38,000kW

2,000kW風車10基（第1期）

2,000kW風車9基（第2期）

3. 事故発生概要：

(1) 事故発生日時：平成25年4月7日（日）16時37分～16時55分の間（推定日時）

(2) 事故事象：19号の風車上部（地上6.5m）から風車（ブレード、ナセル）が地上に落下。更に、タワーが中央付近で折損（5度傾斜）

(3) 事故原因：ピッチモータブレーキを構成するスプラインが耐摩耗性の低い不適切な材質で製造されたため、異常摩耗が発生し、3枚のブレードのピッチ制御が出来なくなるとともに、過回転が発生。また、過回転時にブレードがタワーに接触し、風車が地上に落下。

引き続き調査を実施し、再発防止対策を検討。

4. 風車の製造事業者：株式会社日本製鋼所

（同社の2,000kW級同型機は、現在国内に約110基設置され運転中）